

特例対象被保険者(非自発的失業者)  
国民健康保険税軽減申請書

令和 年 月 日

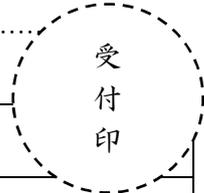
一関市長 様

非自発的失業に伴い、国民健康保険税の軽減を受けたいので、雇用保険受給資格者証の写しを添えて申請します。

申請者 (世帯主)	住所	(〒 - ) 一関市							
	氏名				電話番号 - -				
該当者 (失業された方)	氏名				生年月日 離職日において65歳未満であること 昭・平 年 月 日				
		被保険者証記号番号			-				
離職年月日	令和 年 月 日	※平成21年3月31日以降であること							
離職理由 (番号に○)	11 解雇 12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 21 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり) 22 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり) 23 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし) 31 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 33 正当な理由のある自己都合退職 34 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)								

..... 以下の欄は記入しないでください .....

※必ず雇用保険受給資格者証の写しを添付



宛名番号			離職日において65歳未満	
①該当日	令和 年 月 日	離職日翌日または転入日のどちらか遅い日		
②終了日	令和 年 月 日	離職日翌日の翌年度末		
受付	国保年金課	市民税課	支所市民生活係	支所税務係
備考				<input type="checkbox"/> 入力

解雇・倒産などによって国保に切り替わる皆様へ

# 非自発的失業者の国保税軽減のご案内

非自発的失業に伴って国民健康保険の被保険者となった方は、給与所得について本来の金額に30/100を乗じて国民健康保険税(国保税)を算定します。この制度の適用を受けるためには申請が必要になりますので、以下をよくお読みのうえ、本庁または各支所へ申請してください。

## ▼ 対象となる方（以下の全てに当てはまる方）

- ・ 離職日に65歳未満で雇用保険を受給する方
- ・ 給与収入があった方
- ・ 雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が、11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方

雇用保険受給資格者証						(第1面)
1. 支給番号		2. 氏名				
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号 12345	
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)						
10. 資格取得年月日 100401		11. 離職年月日 220331		12. 離職理由 11		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限		

## ▼ 軽減の内容

国保税を算定する際、前年中の給与所得を本来の金額の30/100として計算します(30/100で計算するのは失業者本人の給与所得のみです)。また、均等割、平等割の低所得世帯軽減に該当するかどうかの判定の際も、該当者の給与所得を30/100とみなします。

## ▼ 申請手続き

雇用保険受給資格者証及び国民健康保険被保険者証(国保加入中の場合)をご持参のうえ、本庁国保年金課または各支所市民福祉課で申請書に必要事項をご記入ください。

## ▼ 軽減適用期間

離職日の翌日の属する年度とその翌年度の最長2年間。

## ▼ 軽減適用該当世帯の高額療養費自己負担限度額

この軽減に該当する場合、高額療養費の自己負担限度額が変更になる場合があります。

## 【問い合わせ先】

本庁国保年金課	21-2111	内線8329、8323、8343（保険証や手続きについて）				
本庁市民税課	21-2111	内線8341、8242（国保税について）				
支所市民福祉課	花泉支所	82-2213	大東支所	72-4075	千厩支所	53-3945
	東山支所	47-4516	室根支所	64-3804	川崎支所	43-2113
	藤沢支所	63-5316				